

第Ⅱ章

1. 植民地時代

Virginia Company of London と Virginia Company of Plymouth が 1606 年に James I の特許状 (charter) を得て設立された。その目的は、北米に植民地を建設すること。

Plymouth 会社による Popham 植民地——1607 年 8 月に建設。1608 年に放棄。

Jamestown 植民地 1607 年 5 月に建設。1609-10 年の冬には、500 人のうち 60 人しか生き残らなかった。

Plymouth 植民地 分離派 (Separatist)——イギリス国教会（1534 年にローマ教会から独立し [by Henry VIII (1509-47)], Elizabeth 女王の時代(1558~1603)に確立された [国王至上法 Act of Supremacy と統一法 Act of Uniformity の制定 (1559)], プロテスタント) の権威を認めず、信者の自由な集会こそ真の教会であると主張した。

Mayflower 号にのってアメリカに渡る。Mayflower Compact——政府を作るための協約——社会契約説に基づく、文書による政府組織の創設。成文憲法の元祖といわれることがあるが、簡単なものなので、そのように位置づけることは難しい。

1620-21 年の冬には、102 人のうち 58 人が死亡。

第一次囲い込み——15 世紀半ばから始まった、農民保有地の放牧地への転換。

宗教的動機——とくに Plymouth や Massachusetts Bay 植民地

領主植民地——Maryland は Lord Baltimore (カトリック教徒の避難地)；Pennsylvania は William Penn (クエーカー教徒の避難地)；Carolina は Clarendon 伯爵他 8 名の貴族

総督——自治植民地では議会の選挙、領主・王領植民地では任命による。

参議会議員——自治植民地では民選議院〔下院〕の選挙、領主・王領植民地では総督の推薦に基づく任命による（もっともマサチューセッツでは、1691 年に王領植民地となってからも、民選議院〔下院〕の選挙によって選ばれた。1774 年からは国王が任命）。

Charter——植民地の建設・経営を許可

①土地の付与

②統治権限の付与～統治制度の規定（王領植民地についても charter がある）

総督、参議会、

植民地議会の立法権限（イギリス王国の法に反しない限り）

We give and grant unto the said corporation full power and authority to constitute, ordain and make such and so many bylaws, constitutions, orders and ordinances.....

...always, as the said by-laws, constitutions, orders and ordinances, be reasonable and not contrary or repugnant to the laws or statutes of this our realm (Charter of Georgia, 1732).

【植民地の裁判所（浅香吉幹「1789 年裁判所法以前のアメリカの裁判所」（国家 106-299）】

(1) 治安判事の裁判所

(2) 植民地の中央裁判所

(a) 植民地時代初期——総督と参議会が裁判を行う（Virginia では植民地時代を通して）。

(b) 17 世紀前半以降——裁判所の設置

エクイティ——総督が単独で、または参議会とともに裁判を行う。

(3)植民地の最終審

【Inns of Court——法曹学院】

ロンドンにある barrister の自治組織。中世においては、十あまりの Inns があったが、Lincoln's Inn, Middle Temple, Inner Temple, Gray's Inn のみが存続した。それぞれの Inn は独立の存在で、互いに対等の地位にある。Barrister の資格付与や懲戒も各 Inn が行う。Inns of Court は、当初は、文字通り裁判所の開廷期に各地からロンドンに集まつてくる法律家たちの定宿であったが、14世紀中葉には、barrister となる者するために先輩が後輩を指導する教育の場となっていた。〔英米法辞典〕

イギリスでは大学では伝統的にローマ法の講義しか行われてこなかった。はじめてイギリスの大学でイギリス法の講義を行ったのは、Sir William Blackstone で 1758 年のことであった。これをもとに書かれたのが、Commentaries on the Laws of England (1765-69)。

植民地時代のアメリカでもっとも広く読まれたイギリスの法律書は、Sir Edward Coke (1552-1634) の Institutes of the Laws of England (1628-44, 全 4 卷で 2 卷以降は、その死後刊行された) であった。

2. 本国との抗争

(1)重商主義 (mercantilism)——国家経済全体に対する政府の厳重な統制によって国富の増大を図ろうとする原理で、通常、金銀の蓄積、貿易黒字の確保、農工業の発展、貿易の独占、の達成を目指す政策によってその実現が図られる。

航海法にいう「イギリス帝国の船舶」——イギリス帝国内で建造され、イギリス国籍を持つ者（植民地人を含む）が所有し、かつ船長および 4 分の 3 以上の船員がイギリス国籍を持つ者である船舶。植民地の輸出入をイギリス帝国の船舶に限定したのは、他国、とくにオランダが英領植民地との海運で利益を収めることを防止しようとした。

3. アメリカ独立戦争

独立の気運の高まりの背景

- (1) 闘いの繰返しによる流血。
- (2) 1775 年 8 月、英國王ジョージ 3 世は、植民地が叛乱状態にある旨を正式に宣言し、武力による全面的屈服を要求する態度に出た。
- (3) 本国政府は、植民地鎮圧のため、ドイツ諸侯の軍隊を雇い、さらには、インディアンに働きかけて、植民地の人々を攻撃させた。
- (4) 本国が Prohibitory Act を制定して、植民地と外国との通商をいっさい禁止した。植民地が、外国から武器を輸入するためには、独立して、これら外国に主権国家として認めてもらうことが必要であった。

4. 13邦の成立とアメリカ連合

独立宣言とともに、——それぞれの state において正式な政府組織の形成に着手 ——正式な連邦・連合の形成に着手

(1)それぞれの state における政府の形成→憲法の制定（政府の構成・人民の権利）

不文憲法が採られなかった理由——革命後一挙に政府の構成等を規定する必要。

【参考】清教徒革命後の Oliver Cromwell が出した Instrument of Government 1653（イギリス史上最初の成文憲法典の試み。1660年廃止）

植民地の建設のさいに出された charter

(4)連合の危機

◎独立戦争後イギリスは、

・アメリカ船をイギリス領西インド諸島から締め出した。←Navigation Acts（植民地貿易はイギリス帝国の船舶で）

・アメリカ製の船舶の輸入を禁止した。

・アメリカ産の商品の輸入を禁じたり、高率の関税をかけたりした。

それに対してアメリカは、

・工業製品をイギリスから輸入せざるを得なかった。

【各邦の状況】

◆戦費調達のために多額の公債を発行しておりその返済が必要であった。また、支払いが遅滞した軍人の給与の支払も必要であった。

歳入を得るため、各邦は関税の増徴を行った。しかし、関税には、外国商品に対するものだけでなく、他邦商品に対するものも少なくなく、アメリカ国内に關稅障壁が設けられ、アメリカとして経済的に統一して発展することが妨げられた。連合には通商規制権限が与えられておらず、このような邦による関税を規制できなかった。

★急進派が邦議会を支配した7邦

紙幣が増発されるとともに、紙幣による債務弁済について受領義務を定める法律が制定された。

債務者保護を内容（弁済期延長・分割弁済・代物弁済を認めたり、債務者拘禁を廃止したりした）とする法律が制定された。

→経済的に不安定な状況が生じた。

★保守派が邦議会を支配した6邦

増税による歳入増加が図られた。

債務者保護立法はなされず、他方、税や金銭債務の支払は硬貨でなすことが義務づけられ。また、抵当権は実行され、債務者拘禁も行われた。

→債務や税の負担に耐えかねた農民が暴動を起こすなど社会不安が広がった。

【連合の状況】

アメリカ連合には、租税・関税を賦課徴収する権限が欠けていたし、州際通商を規制する権限も欠けていた。

☆関税を賦課徴収する権限の欠如により、全米的な関税政策によって全米的な産業保護政策を講じることができず、また、他邦商品に対する邦の関税を禁止することもできなかつた。

この点に関して連合規約を改正して、関税を課す権限を連合に付与しようとする試みがなされたが、1782年にはロード・アイランドの反対で成立せず、1783年にはニュー・ヨークの反対で成立しなかった（連合規約の改正には、全邦の承認が必要）。

☆大陸会議の発行した公債を返済するための資金を連合は必要としたが、連合には課税権

がなく、各邦に割り当てられた連合への拠出金も、全体として、割り当てられた金額の 6 分の 1 しか州は拠出しなかった。

☆強力な軍隊に対する警戒心が強く、また、財政難であったため、連合の軍隊は弱体で、アメリカの領土となった地に残ったイギリス兵を駆逐できない、インディアンの抵抗を鎮圧することができない、スペインによるミシシッピ川河口封鎖にも対抗できなかった。

さらに、1786 年 8 月に起きた、シェイズの乱（Shays' Rebellion）——マサチューセッツでは、社会の保守派・上層部が邦議会を支配したため、債務者保護立法は制定されず、債務の負担と緊縮財政に苦しんだ農民たちは、紙幣の増発、減税、抵当権実行の禁止、債務者拘禁の廃止などを要求し、裁判所を襲撃してその機能を麻痺させた）に対して、連合は鎮圧することができなかった。鎮圧は、邦がボストンの商人から借りた金で集めた軍隊によってなされた。

このような状況を前に、保守派・社会の上層部（有産階級）を中心に、強力な中央政府の樹立を求めるようになっていった。

5. 合衆国憲法の制定

(1) 合衆国憲法の制定に向けて

◎Annapolis 会議——1786 年にマディソンが、ヴァージニアの議会を説得して、各邦にその代議員をアナポリスに送って通商の問題について討議してはどうかという招請状を送らせた。それに応じて 9 邦が代表者を任命し、そのうちの 5 邦が実際に代表者をアナポリスに派遣した。この会議で、ニュー・ヨークからの代表で熱心な中央集権論者のハミルトン（Hamilton）が起草したリポートが採択された。

【リポートの内容】

- ・連合規約に対する批判
- ・中央政府の機構改革について検討するために、各邦の代表が参加する会議を翌 1787 年 5 月にフィラデルフィアに招集すべきだとする提案

会議はその報告書を採択し、連合会議と各邦に送る。

6 邦がその会議に出席する代表を選んだ→1787 年 2 月連合会議のその会議を、「連合規約を改訂することを唯一かつ明示の目的とする会議」として招集

◎憲法制定会議における憲法案

Virginia 案, Pinckney 案, New Jersey 案, Hamilton 案

◎憲法制定会議での対立点と妥協

- ・議会で各邦に与えられる票数——議員数の配分
 - 邦ごとに平等とする N J 案←→人口比例または邦への拠出額比例とする V A 案
 - 下院=人口比例, 上院=各邦対等
- ・議員数と税負担を州に配分する場合の奴隸の数の計算——自由人の 3／5 で計算

(2)(e) 大統領の三選禁止

※Franklin D. Roosevelt 大統領の任期

1933.3.4～, 1937.1.20～, 1941.1.20～, 1945.1.20～（1945.4.12 没）